

京極町農業委員会総会議事録

(第1回 令和8年7月23日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月23日 午後 1時30分から 2時20分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 (10 人)

1 番	行天英宏
2 番	清本勝彦
3 番	粥川一也
4 番	酒井勇一
5 番	小山憲一
7 番	後藤尚浩
8 番	笹原博昭
9 番	森 忠志
10 番	船場 茂
11 番	熊谷 聡

4. 欠席委員 (1 人)

6 番 横川順行

5. 議事日程

第1	仮議席の指定について
第2	議事録署名委員の指名について
第3 選挙第1号	会長の互選について
第4 選挙第2号	会長職務代理者の互選について
第5	議席の決定について
第6 議案第1号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
第7 議案第2号	農地の斡旋調査、現地調査委員数の決定について
第8 議案第3号	農業委員の担当地区割について
第9 報告第1号	総会書報告について
第10 報告第2号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について
第11 議案第4号	農用地利用集積等促進計画の要請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 笠井 祐和

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

事務局長

本日はご参集いただき、誠にありがとうございます。

これより、令和8年7月20日付けで任命いたしました京極町農業委員会委員の任命書の交付を行います。佐古岡町長より交付いたしますので、お名前が呼ばれましたらその場で起立の上お受け取り願います。

なお、横川委員におかれましては、本日所用のため欠席の旨のご連絡がありましたので申し添えます。

(町長より任命書を交付)

事務局長

第1回京極町農業委員会総会開会前に、配付書類の確認をいたします。

机の上には、議事日程の議案書、新たに委員になられた方には、農業委員会業務必携、活動記録簿、委員バッジが置かれていますので確認願います。

ここで今任期の農業委員の紹介を致します。私から向かって左側のお席より順に、行天英宏委員、お隣が清本勝彦委員、お隣が粥川一也委員、お隣が酒井勇一委員、お隣が小山憲一委員、お隣が横川順行委員、本日は不在です。お隣が後藤尚浩委員、お隣が笹原博昭委員、お隣が森忠志委員、お隣が船場茂委員、お隣が熊谷聡委員です。

続きまして、農業委員会事務局職員の紹介をいたします。私、事務局長の笠井です。農地係長の小貫です。会計年度任用職員の菅野です。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は11名中10名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び京極町農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、今総会は成立いたします。また、本日の総会は、任命後最初に行われる総会のため、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により町長が招集しております。

それでは、佐古岡町長よりご挨拶を頂戴いたします。

町 長

委員の皆さまにおかれましては、時節柄大変ご多忙のなか、第1回京極町農業委員会総会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

この農業委員会の委員につきましては、農業委員会等に関する法律において、市町村長が議会の同意を得て委員を任命することとなっております。先月の議会において皆さまを農業委員に任命することに同意を得られましたことから、本日、お一人お一人に任命書をお渡しさせていただきました。

3年間、大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、先ほど事務局長から話がありましたが、第1回目の総会については、町長が招集することとなっておりますことから、会議に入ります前に一言ご挨拶申し上げます。

まずは、農業委員各位におかれましては、日頃より町行政の推進、とりわけ農業の推進にご尽力いただいておりますことに深くお礼申し上げます。

さて、先月に開催されました議会のなかで、皆さまの任命に同意をいただいく際、議員から、定数の見直しに関することや、農業委員には、京極町の農業のために、これまで以上に丁寧な活動をしてもらいたいといったご意見がありました。

委員定数の見直しに関しましては、私の回答として、定数は農業委員会で決めるものであって、私たちが減らすかどうか決めるものではないことを述べたところでございます。

いずれにしましても、京極町の農業推進には委員一人ひとりのご尽力が必要となりますので、改めまして、委員の皆さまには、3年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、7月も残り10日ほどとなり、すでに小麦の刈り取りが始まるなど農業の方々におかれましては、これからさらに繁忙期を迎えることとなります。今年は雨の日が多く、大変農作業に苦慮されていることと思いますが、収穫作業が順調に進み、実りある秋を迎えられることを切に願っているところでございます。そして、本日ご出席の委員の皆さまのご健勝を祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

事務局長

ここで佐古岡町長におかれましては退席となります。ありがとうございました。

(佐古岡町長退席)

事務局長

これより総会に入ります。総会の議長は京極町農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が務めることとなっておりますが、会長が互選されるまでの間、同会議規則第2条において、最年長委員が臨時に議長の職務を行うよう定めております。出席委員中、最年長は後藤尚浩委員です。

それでは、後藤委員は議長席へご着席願います。

(後藤委員議長席に着席)

臨時議長

京極町農業委員会会議規則第2条の規定により、会長が互選されるまでの間、私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これより、第1回京極町農業委員会総会を開会いたします。早速ではありますが、本日の議事に移らせていただきます。

日程第1「仮議席の指定」を行います。推薦書及び届出書の受付順としており、ただいまご着席している議席を仮議席と指定いたします。

日程第2「議事録署名委員の指名」を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項の規定による議事録署名委員については、臨時議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

臨時議長

それでは、臨時議長において、仮議席1番 行天委員、仮議席2番 清本委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の菅野氏を指名いたします。

日程第3、選挙第1号「会長の互選」を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、会長の互選に係る手順等についてご説明いたします。

互選の方法は、京極町農業委員会会議規則第2条の規定に基づき、無記名投票による選挙を行います。最初に投票用紙を皆さんのお席に順次お配りしますので、投票用紙に不備がないかご確認ください。その後事務局において仮議席番号1番から順にお二方ずつお名前を呼び上げますので、投票用紙を持って記載台までお進みいただき、会長候補者の氏名を記載のうえ、投票箱に順次投函願います。

なお、候補者氏名の記載にあたって、今期は同じ名字の方がいらっしゃるのので、名字のみの記載でも有効でありますので申し添えます。

説明は以上です。

臨時議長

それでは、これより投票を行います

会議場の出入口を閉鎖します。

ただいまの出席委員は10名です。

これより投票用紙を配ります。

次に、投票箱を点検します。

それでは、事務局より仮議席番号と氏名をお二方ずつ呼び上げますので、順番に投票願います。

これで投票を終わります。

引き続き開票を行います。

開票に当たり、立会人2名を選任したいと思いますが、立会人は臨時議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

それでは、臨時議長において、仮議席3番 粥川委員、仮議席4番 酒井委員を

指名いたします。

両委員は開票の立ち会いをお願いいたします

開票の結果を報告いたします。

投票数は10票で、これは先ほどの出席委員数に符合しております。

そのうち、有効投票10票、無効投票0票。

有効投票のうち、船場委員 10票、

以上のおりであります。

したがって、船場委員が会長に当選となりました。

ここで、会長に当選されました、船場委員よりご挨拶を頂きます。

船場委員

前期も3年間会長をしましたが、先頭に立っていたとは言いがたかったと思います。これからも皆さんの力を借りながら運営していきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

臨時議長

皆様のご協力により、速やかに新会長を選出することができ、臨時議長の任を果たすことができました。これから、新会長の下、皆さんとともに農業委員としての職務に尽力して参りたいという思いを述べさせていただき、私の臨時議長退任の挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(後藤委員自席へ退席)

事務局長

船場会長は、議長席へご着席願います。

(船場会長議長席に着席)

議 長

日程第4、選挙第2号「会長職務代理者の互選」を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、会長職務代理者の互選に係る手順等についてご説明いたします。

互選の方法は、京極町農業委員会会議規則第6条第2項の規定に基づき、無記名投票による選挙を行います。以降の流れにつきましては会長の互選と同じとなります。

説明は以上です。

議 長

それでは、これより投票を行います

ただいまの出席委員は10名です。

これより投票用紙を配ります。

次に、投票箱を点検します。

それでは、事務局より仮議席番号と氏名をお二方ずつ呼び上げますので、順番に投票願います。

これで投票を終わります。

引き続き開票を行います。

立会人には先ほどと同じく、粥川委員、酒井委員を指名いたします。

両委員は開票の立会をお願いいたします。

開票の結果を報告いたします。

投票数は10票で、これは先ほどの出席委員数に符合しております。

そのうち、有効投票10票、無効投票0票。

有効投票のうち、粥川委員 10票、

以上のとおりであります。

したがって、粥川委員が会長職務代理者に当選となりました。

会議場の出入口の閉鎖を解きます。

議 長

ここで、会長職務代理者に当選されました、粥川委員よりご挨拶を頂きます。

粥川委員

ただ今会長職務代理者に当選しました粥川です。前回は職務代理者を1期務めました。会長を補佐して任期満了まで努めて参りますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

日程第5「議席の決定について」を議題といたします。議席の決定については、会長を「11番」、会長職務代理者を「10番」とし、その他の委員は京極町農業委員会会議規則第10条第1項の規定に基づき、抽選により決定する事にいたします。

お諮りします。くじを引く順番は仮議席番号1番からとし、1回目に引いたくじの番号をそのまま議席番号としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

それでは、議席の抽選を行います。事務局が仮議席番号1番から順に抽選くじを持って回りますので、委員はその場でくじを引いてください。

議 長	ただいまから、抽選の結果を事務局に報告させます。
事務局長	それでは、議席番号と名前を読み上げます。 議席1番 小山委員、議席2番 酒井委員、議席3番 熊谷委員、 議席4番 後藤委員、議席5番 清本委員 議席6番 行天委員、 議席7番 森委員、議席8番 笹原委員、議席9番 横川委員、 議席10番 粥川委員、議席11番 船場委員 以上です。
議 長	ただいまの事務局の報告のとおり議席を決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、報告のとおり議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。 この際、暫時休憩いたします。
議 長	休憩前に引き続き総会を再開いたします。 日程第6の議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書4ページをご覧ください。日程第6、議案第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご審議願います。 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」の趣旨に則り、別紙のとおり決議する。令和8年7月23日提出。京極町農業委員会会長。記。別紙のとおり。 農業委員の綱紀保持につきましては、皆様にご理解のうえ遵守いただくようお話してきているところでありますが、令和元年に開催されました全国農業委員会会長代表者集会におきまして、各農業委員会で法令遵守の申し合わせを総会にて決議するよう決定されているところです。 つきましては、この度の改選に伴い委員の刷新が行われたことから、当委員会でも議案書5ページの申し合わせ決議案のとおり確認し、改めて決議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。では、私の方で申し合わせ決議案を読み上げますので確認願います。 【決議案を朗読】

議 長

それでは、これより、質疑に入ります。

(発言なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定致しました。

日程第7、議案第2号「農地の幹旋調査、現地調査委員数の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書6ページをご覧ください。日程第7、議案第2号、農地の幹旋調査、現地調査委員数の決定についてご審議願います。

令和11年7月19日までの間、農地の幹旋調査、現地調査委員数については、次のとおりとする。令和8年7月23日提出。京極町農業委員会会長。記。1.農地の幹旋調査委員2名。2.現地調査委員（現況証明、農地転用調査委員）3名以上。3.その他の調査委員若干名。

各調査における調査委員の人数については、特段根拠が定められているものではありませんが、今後の調査をスムーズ且つ確実にを行うためにあえて定めることとしたものであり、前任期中と同人数で行うべく提案するものです。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第8、議案第3号「農業委員の担当地区割について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書7ページをご覧ください。日程第8、議案第3号、農業委員の担当地区割についてご審議願います。

令和11年7月19日までの間、農業委員の担当地区については、次のとおりとする。令和8年7月23日提出。京極町農業委員会会長。記。委員名。粥川委員、酒井委員、横川委員。担当地区名は、三区、北岡、軽川、中野、共栄1・2となります。次に、行天委員、後藤委員、森委員、熊谷委員。担当地区名は、四区、松川、更生、三崎、ふきだし、市街地となります。次に、清本委員、小山委員、笹原委員、船場委員。担当地区名は、七区、末次、京極、十区、錦、川西、芙蓉となります。

議案第3号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、日程第9、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書8ページをご覧ください。日程第9、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第32回京極町農業委員会総会を、令和8年6月25日に京極町役場議員控室で開催しております。

議 長

報告第1号につきましては以上となります。

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

議 長

(発言なし)

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わ

ります。

それでは、日程第10、報告第2号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書9ページをご覧ください。日程第10、報告第2号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてご報告いたします。

農地法第6条第1項の規定による別紙の者から農地所有適格法人報告書の提出があったので報告するものとする。令和8年7月23日提出。京極町農業委員会会長。記。別紙のとおり。

議案書10ページ～14ページをご覧ください。令和7年度事業年度における報告件数につきましては13法人となります。報告書を確認したところ、全件において、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告いたします。

補足でございますが、(有)〇〇に2つ否がありますが、以前総会で農地をすべて整理し解散いたしますので、問題ないと判断いたします。

報告第2号につきましては以上となります。

議長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」を終わります。

続いて、日程第11、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題といたします。粥川委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(粥川委員退席)

議長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書15ページをご覧ください。

日程第11、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の要請についてご審議願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る北海道農業公社への要請のため、促進計画を作成したので議決を求める。また、農地中間管理機構が計画のとおり許可申請した場合に、即日

公告する旨の議決を求める。令和8年7月23日提出。京極町農業委員会会長。記。別紙のとおり。

今月の案件は、1議案1件となっており、新規の利用権の設定の計画が1件です。

それでは、議案書16ページをご覧ください。

番号1。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡。法律関係、使用貸借。設定する権利。使用貸借。利用権の期間。始期、令和8年8月3日。終期、令和18年8月2日。

番号1番につきましては、以上となります。

議 長 ただいまの説明に関連して番号1番を酒井委員より、補足説明をお願いいたします。

酒井委員 自作地の地続きを使用貸借するもので問題ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号1番については原案のとおり決定いたしました。

(粥川委員着席)

議 長 以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第1回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 8月27日（木）午後 1時30分